

# 『小型移動式クレーン技能講習』実施要項

主催 一般社団法人 郡山労働基準協会

登録番号 T3380005002505

福島労働局登録教習機関 第111号

登録有効期間 令和11年3月30日

安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条7号、クレーン等安全規則第68条により、事業者はつり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務には厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められております。

標記技能講習を、福島労働局長登録教習機関として、下記により実施いたしますので、有資格者確保のため、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 学科 **令和8年5月19日(火) 8:50~17:15**  
" **令和8年5月20日(水) 9:00~16:10**  
(一部科目免除の方は13:00~16:10) 学科修了試験除く  
実技 **令和8年5月21日(木) 8:30~17:00**

実技終了試験除く

※講習科目、時間などカリキュラムについては当協会までお問い合わせください

2. 会 場 **《学科・実技》 一般社団法人 郡山労働基準協会**  
(〒963-8071 郡山市富久山町久保田字久保田 157-1 TEL024-932-3266)  
3. 科目免除 下記のいずれかの資格(クレーン等運転関係技能講習規程による)を有している方は科目の一部免除を受けることができます。

- クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士の各免許保持者。
- 玉掛技能講習修了証、床上操作式クレーン運転技能講習修了証(特例講習修了証を含む)を有する者。

※建設機械施工技術検定1級・2級(詳細有)、車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習をお持ちの方はお問い合わせください。

※申込時に免許証又は修了証の写しがない場合は免除無の取り扱いとします。

また、初日に免許証又は修了証の確認をしますのでご持参の上、提示をお願いします。

4. 受講料等
- ・ 20時間コース **1名 36,880円**(消費税10%)  
受講料35,200円+テキスト代1,680円(内税)
  - ・ 16時間コース(科目免除) **1名 30,280円**(消費税10%)  
受講料28,600円+テキスト代1,680円(内税)

5. 申込締切日 **令和8年5月12日(火)** [定員になり次第締め切ります。]

6. 定 員 **20名**

7. 申込方法 <WEB><FAX><現金書留>のいずれかでお申し込みください。

【ホームページアドレス】 <https://www.klss.or.jp/>

※締切日までに送金ください。御入金確認次第、受講票をご連絡します。

なお、送金手数料はご負担をお願いします。銀行振込み明細書をもって領収証の発行に代えます

【振込先】東邦銀行桑野支店 普通預金185986(シャ)コオリヤマロウドウキジュンキョウカイ

※請求書の発行についてはお問い合わせ下さい。

※電話でのお申込みは受付けません。

8. 修了証 **所定の講習時間を受講し、また修了試験合格者に修了証を交付します。**

修了証の送付先は、受講申込書に記載される現住所に簡易書留にて郵送となります。

9. 建設労働者確保育成助成金 詳細な事務手続きについては、労働局又はハローワークへお問い合わせください。

10. 留意事項
- 1) 写真は講習当日、協会にて撮影します。
  - 2) テキストは、講習当日に配布。
  - 3) 受講票・筆記用具を必ず持参ください。
  - 4) 実技当日は、作業に適した服装のこと。
  - 5) 申込締切日を過ぎて支払されていない方はご連絡をお願いします。  
申込締切日以降の取消しの場合、講習料の返却はしませんが、受講者の変更は可能です。
  - 6) 遅刻、早退、一時退出者には、修了証は交付しません。

【個人情報について】

本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外には使用いたしません。